様式2

## 総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・ 担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ) 指定自治体との協 議状況	ウ)協議の終了時期	備考
ながさき海洋・環境産業拠点特区	3242	海洋·環境産業 に従事する人材 の育成:確保 (外国人技能実 習生の受入期 間の拡大)	第42年の2年3月 ○対象企業:県内大手造船所、及び関連企業 ・1425秋協議の際、指摘のあった法令違反は申請企業においては発生しておらず、厳格な管理体制下において適切に運営している。 ・平成22年7月の制度改正の趣旨を更に十分理解し、対象企業等によ る講習会開催など適切な管理体制をとることにより、更に、制度の適正な 運営を行っていく。	第2項の基準を定める省 令、技能実習制度推進事 業運営方針(平成26年4月 1日一部改正 厚生労働大	法入局企厚職開国推務国 画労業発人進 電管 室省能局研室 力外修	外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、「外国人の技能実習生の保護を図るため、「外国人の技能実習との保護に関する法律案」(以下「技能実習法案」という。)を平成27年3月6日に開議決定し、同日、第189回国会(常会)に提出した。今後、技能実習法案が成立した場合は、「日本再興戦略改訂 2014」で示されているとおり、管理監督体制の技本的強化ともに、優良な受入れ機関及び技能実習生に対する技能実習期間の延長(一旦国後、最大2年間)などの見直しについて、平成27年度中の新制度への移行に向けて取り組むこととしている。	協議自体は終了。	-	